

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）鹿島地区西塩屋換地区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの換地計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成 23 年 2 月 3 日までに佐賀県鹿島農林事務所（郵便番号 849-1311 鹿島市大字高津原 3400 番地）に提出してください。

平成 22 年 12 月 14 日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）鹿島地区西塩屋換地区の換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 22 年 12 月 15 日から平成 23 年 1 月 19 日まで

3 縦覧の場所

鹿島市役所